大網白里市公民館等事業運営指針

1. 趣旨

大網白里市の生涯学習推進にあたり、大網白里市公民館管理規則第4条及び 大網白里市コミュニティセンター設置管理条例第4条に基づき、大網白里市公 民館等が実施する社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。) 第22条に基づく定期講座等の運営及び同好会・サークル等学習団体の活動支 援等に関して適切にその成果を期するため、事業運営に関する指針を定めます。 この指針でいう「公民館等」とは、中央公民館、白里公民館、中部コミュニ

ティセンターをいいます。 この指針でいう「館長」とは、中央公民館長、白里公民館長、中部コミュニ

この指針でいう「館長」とは、中央公民館長、白里公民館長、中部コミュニ ティセンター所長をいいます。

この指針でいう「定期講座等」とは、定期講座及び特別講座をいいます。

2. 定期講座等

- (1) 定期講座の開催は毎月2回を原則とします。
- (2) 定期講座は毎年4月に始まり、翌年3月に終わります。
- (3) 定期講座等の種類は別途館長が定めます。

3. 受講の範囲

定期講座等を受講できる者は、本市に在住、在勤、在学する者で館長の認めた者とします。

4. 募集人数

定期講座等の募集人数は館長が定めます。

5. 受講の申込

- (1) 定期講座を受講する方は、毎年、募集期間内に所定の申込用紙(別記 第1号様式)により申し込んでいただきます。
- (2) 受講希望する定期講座と同種の同好会及びサークルに参加している 方及び同種の定期講座を過去に3年受講した方、並びに市内の他施設 で同種の講座を3年受講した方又は受講中の方は、その定期講座を受 講することができません。

また、同年度内に、同種の定期講座を受講することはできません。

(3) 年度内に受講できる定期講座は、1人2講座以内とします。

(4) 開講している定期講座のうち定員に満たない講座は、6月に再募集を行います。それ以外の年度途中での受講申し込みは認めません。

6. 組織

- (1) 各講座の運営を円滑に行うため次の組織を作ります。
- (2) 学級長1名、副学級長1名、会計係1名を置きます。この他に、運営 上必要な役員若干名を置くことができます。
- (3) 受講者は、各講座が適切に運営されるよう協力していただきます。

7. 事業実績報告

各学級長は、毎年度講座終了後1か月以内に事業実績報告書(別記第2号様式)を館長に提出していただきます。

8. 講師

講師は、健康状態が良好で、その講座に関する知識・技術及び指導力があり、 委嘱期間の業務を遂行できる方を、教育委員会が委嘱します。

講師の謝金は、市内講師が1回5,500円、市外講師が1回6,000円とします。

9. 学習団体等の育成

公民館等は、自主学習をする団体の設立、育成について支援します。

10. 同好会等の設立

(1)公民館等の定期講座を修了した方で引き続き学習を希望する方及びサークルとして1年以上の定期的な活動実績がある団体は、館長の許可を得て同好会を設立し、自主学習をすることができます。

但し、責任者を含め10名以上の賛同者がいることが要件となります。

(2) 前項の規定にかかわらず「1」の趣旨に基づいてサークル活動をしようとする方は館長の許可を得て活動することができます。

但し、責任者を含め5名以上の賛同者がいることが要件となります。

(3) 同好会及びサークル活動について運営上必要と認められる場合は市外の方でも館長の許可を得て学習することができます。

但し、市外者は会員全体の2割までとします。

(4) 同好会・サークルを設立しようとする場合は、所定の申込書(別記第3号様式)により申し込んでいただきます。